

## 株式会社ノア 研究活動の不正行為への対応に関する規程

制定 平成 28 年 6 月 1 日

株式会社ノア

### (目的)

第 1 条 この規定は、株式会社ノア（以下「ノア」という。）における適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応等について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第 2 条 この規定において研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

- (1)捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2)改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 この規定において「研究者」とは、ノアに所属する研究員をいう。

### (研究者の責務)

第 3 条 研究者は研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究倫理に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

### (研究倫理委員会)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するために、ノア内に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)不正行為に対する調査に関すること。
- (2)不正行為の防止その他必要な措置に関すること。

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1)北海道技術開発センター長
- (2)各課長
- (3)その他、社長が必要と認める者。

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は社長が指名し、副委員長は委員の互選により定める。

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。  
2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。

第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(告発等の受付窓口)

第10条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「受付窓口」という。）は、北海道技術開発センター長とする。

第11条 委員会は、受付窓口の名称、連絡先、受付の方法を定め、ノア外に周知しなければならない。

(不正行為に関する告発)

第12条 不正行為を発見した者、又は不正行為を思料するに至った者は書面、電子メール、電話又は面談によりその告発を行うことができる。

2 原則として、告発は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者又はグループの氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合は、委員会は内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取扱いをすることができる。

4 委員会は、調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする意志。以下同じ。）に基づくと判明した場合は、懲戒処分、刑事告発があり得ることを周知させる。

(告発者及び被告発者の取り扱い)

第13条 告発を受け付ける場合、委員会は告発内容や告発者の秘密を守るようとりはからう。

2 委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して委員会関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

3 調査事案が漏洩した場合、ノアは告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公開説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とする。

第14条 ノアは、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の全面的な研究活動を束縛しない。また、同様に被告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

2 ノアは、単に告発したことを理由に告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

(予備調査)

第15条 第12条第2項及び3項の告発があった場合は、受付窓口は関係する係等と協力して速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 受付窓口は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に予備調査の結果を委員長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

3 委員長は、本調査を行うことを決定したときは、本調査を行う旨を告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(本調査)

第16条 委員長は、前条の報告に基づき委員会を招集し、不正行為の疑いがあると認められた場合には、速やかに本調査に着手する。

2 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

3 社長は必要に応じノア外部の有識者を指名し、委員会に加えることができるものとし、本調査に当たっては、過半数はノアに属さない外部有識者でなければならない。

4 委員長は、委員会を設置したときは、委員会委員の氏名及び所属を告発者

及び被告発者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受け取った日から7日以内に異議申し立てをすることができる。

6 委員長は、前項の異議申し立てがあったときは、その内容を審議し、妥当であると判断した場合には、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知し、当該異議申し立てを却下する場合には、理由を告発者及び被告発者に通知するものとする。

7 委員会の調査は、本調査の実施決定後、原則として30日以内に開始するものとする。

第17条 委員会は、必要に応じ告発者及び被告発者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

2 被告発者が告発内容を否認する場合には、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を明示して説明する責任を負う。

3 本調査の期間中、ノアは告発された研究に係る研究費の使用停止を命ずることができるものとする。

第18条 関係者は、委員会の調査にあたって誠実に協力しなければならない

第19条 委員はこの規程に基づく調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定)

第20条 委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの認定を行う。

第21条 外部資金により実施した研究に関して、配分機関が不正行為を認定した場合は、配分機関による指示等に従うものとする。

第22条 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づくと認定された場合は、告発者の氏名の公表、その他の措置を行う。

第23条 委員長は、調査の結果について、速やかに社長に報告するものとする。

2 社長は、速やかに告発者及び被告発者に調査結果を報告するとともに、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(不服申し立て)

第24条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、通知の日から15日以内に委員会へ不服申し立てをすることができる。

第25条 不服申し立てがなされたときには、委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事項の再調査を行うか否か速やかに決定する。

2 社長は、不服申し立てがあったことを、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第26条 社長は、委員会の調査結果に疑義が生じたときは、委員会に再調査を諮問することができる。

第27条 第24条の不服申し立てにより再調査を行う場合には、申し立て者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を速やかな解決に向けて調査に協力を求め、申立て者からの協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

2 委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して原則として50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を社長に報告するものとする。

3 社長は、速やかに再調査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査の特例)

第28条 社長は、当該調査が緊急を要しかつ調査事例に基づいてその結果が明確に推定できるものについては、委員協議の上、委員会の調査を経ずに判定することができる。

ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

(調査結果及び措置の公表)

第29条 社長は、不正行為が行われたと認定をした場合には、不開示に合理的な理由がある部分を除き、不正行為に関与した者の氏名・所属・調査結果及び措置の内容を公表するものとする。

2 社長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、当政事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知する。また、当政事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知するとともに、必要な名誉回復措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

3 社長は、告発が悪意に基づくとの認定があった場合には、告発者の氏名及び認定理由を公表し、適切な措置を講じる。

(庶務)

第30条 委員会の庶務は総務係において処理する。

(補則)

第31条 この規程に定めのない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)その他関係規定の定めるところによる。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。